

防災マニュアル

《総則》

地震、火災、風水害、その他災害に対処するために、防災マニュアルを定める。

- ◎ 第1に、人命の保護を優先すること。
- ◎ 第2に、施設を保護し、業務の早期復旧を図ること。
- ◎ 第3に、余力がある場合には近隣住民や施設の協力にあたること。

《想定される災害及び対策》

【1】 地震

大きな地震に見舞われた時には、施設が孤立する恐れがある。また、導入路が遮断され、人、物の出入りができなくなることが想定され、さらに、電気や水道等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得る。そのような厳しい被災を前提に対応を検討する。

⇒安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具、食料、水、暖房などの確保

【2】 火災(火事)

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火及び避難の訓練が必要となる。火災で施設が全面的に(または一部が)使えなくなった場合の対応も考慮しておく必要がある。

⇒現場確認、通報、避難誘導、初期消火

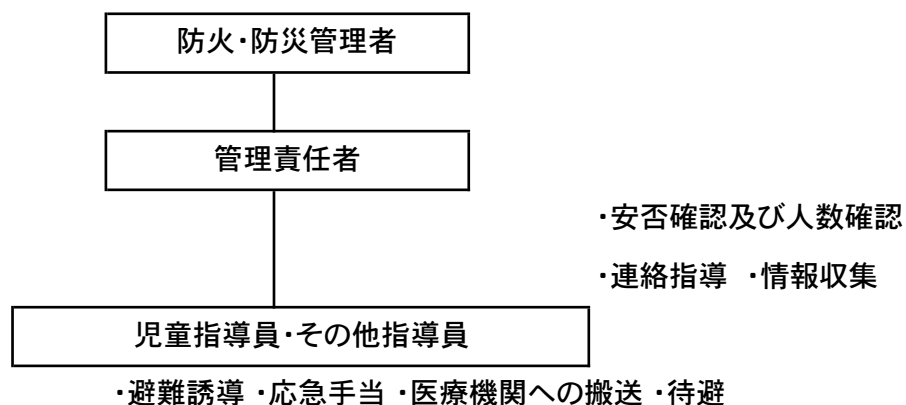
【3】 台風・大雨(風水害)

台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断され、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定される。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもあり得るため、孤立した際の対応も考慮しておくことが重要となる。

⇒土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難経路の確保、食料などの確保

《災害時における、緊急の組織体制》

【1】 緊急時における職員の組織内容は以下の通りである。



《緊急連絡網》

【1】 緊急連絡網(利用児童(保護者)、職員の安否確認・緊急動員)を普段から用意しておく。

大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

【2】 注意事項

☆ 災害が発生した時、速やかに職員へ連絡を取る。

☆ 連絡は簡潔に行い、長電話は避ける。

(メール等の場合は定型文で迅速化を図る)

☆ 被災をして怪我や被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。

《情報の収集と提供》

【1】 収集方法

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
利用児童・職員の安否確認	・緊急連絡網により電話確認
被害状況の把握と記録(建物)	・事業所職員が収集 ・建物の被害調査を依頼
被害状況の把握と記録 (設備・物品等)	・事業所職員が収集 ・業者に被害調査を依頼
ライフラインの被害状況(水道・ 電気・電話・インターネット他)	・職員で役割分担して、情報を収集 及び必要な情報をまとめる。
連絡(その他関係先)	・関係防災情報一覧表による

【2】 注意事項

- ☆ 児童、職員の安否確認を行う(建物内の人員、施設外出中の人員)
- ☆ 怪我人の有無(傷病程度も)を把握し、必要な救急措置を行う。
- ☆ 収集した情報は、まとめて施設内に張り出し(誰にでも見られる状態に)して、情報の一元管理を行う。
- ☆ 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策を行う。

《関係防災情報一覧表》

情報	機関	入手先名(機関名)	電話番号
行政機関	消防	和泉市消防本部	0725-41-0119
	警察	大阪府警察本部	06-6943-1234
		和泉警察署	0725-46-1234
	市	和泉市役所	0725-41-1551
	府	大阪府危機管理室災害対策課	06-6944-6478
交通情報及び公共交通機関	道路	近畿運輸局大阪運輸局	072-821-9176
		道路交通情報 (日本道路交通情報センター)	050-3369-6666
	鉄道	泉北高速鉄道(列車運行状況)	0725-57-3030
		JR西日本(列車運行状況)	0570-00-2486
	バス	南海バス	072-221-0781
ライフライン	電気	関西電力岸和田営業所	0800-777-8810
	水道	和泉市水道部	0725-99-8149
	電話	電話の故障に関する問い合わせ	113
		NTT災害用伝言ダイヤル	171
		NTT災害用伝言板	Web171
	気象	気象予報	177
【国土交通省】防災情報提供センター https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/			

《応急救護・初期消火・避難等》

【1】 初期活動一覧表

応急救護	職員による 応急措置	・まず職員による応急手当を実施する。
	医療機関 への搬送	・119番通報により、救急車を要請する。 ※同時多発災害の場合は、施設車で最寄りの病院へ搬送する。
初期消火	火の始末	・地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。
	初期消火	・火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 ・119番通報を行う。 ・火災が大きくならないうちに、初期消火に努める。 ・大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
	避難場所	※原則として屋外に出るものとする。
	非常 持ち出し	・あらかじめ必要な物を収納された非常用ナップザック。 →応急手当セット、懐中電灯、利用児童名簿表、職員名簿表
	大地震の 発生時の 落合場所	・日頃からあらかじめ、施設建物も利用できなくなるような 壊滅的な大災害に備え、落合場所(施設近くの公園など)を 指定しておく。→願成寺会館 (職員全員に周知徹底しておく)

【2】 地震発生時の心得

【地震の心得10か条】

① まず身体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下に潜って身を隠し、しばらく様子を見る。(窓ガラスからも離れる)

② 揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をする。(火や熱湯によるやけどの発生を防ぐ)

③ 火が出たらまず消化

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声を掛け合い、皆で協力して初期消火に努める。(施設内、消化器2カ所)

④ あわてて外に飛び出さない

屋外は屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散などの危険が多いため、揺れがお

さまったら外の様子を見て、落ち着いて行動する。（外に出るときは、頭を保護し、靴やスリッパ等を使用し怪我の予防に努める。）

⑤ **危険な場所には近寄らない**

危険な場所（狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍らなど）にいるときは、急いでその場を離れる。

⑥ **がけ崩れ、津波、川の氾濫などに注意**

がけ崩れ、津波、川の氾濫などの危険区域では、安全な場所に速やかに避難する。

⑦ **正しい情報で行動**

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動する。
デマに惑わされないように注意する。

⑧ **人の集まる場所では、特に冷静な行動に心掛ける**

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

⑨ **避難は徒歩で、持ち物は最小限に**

避難は徒歩（車・自転車は使用しない）で行う。
身軽に行動できるように荷物は最小限に背負える物にする。

⑩ **自動車は左に寄せて停車**

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。

車を離れて避難する時は、キーを付けたままで、ドアロックもしない。

車検証などの貴重品を忘れず持ち出して徒歩で避難する。

火 災 通 報 要 項＜火事・救急の場合は、119へ＞

119番通報例＜事業所が火事の場合＞

指令係員	「はい、119番です。火事ですか？ 救急ですか？」
通報者	「放課後等デイサービス事業所 ぷちとまとの ○○です。」 「××が火事です。」
指令係員	「場所はどこですか？」
通報者	「和泉市池田下町1218-1です。」
指令係員	「何か目標になる建物は、ありますか？」
通報者	「願成寺の南側です。」
指令係員	「何階建ての、何階が燃えていますか？」
通報者	「○階建ての、○階が燃えています。」
指令係員	「何が燃えていますか。」
通報者	「○○が燃えています。」
指令係員	「けが人、逃げ遅れた人はいますか？」
通報者	「 」
指令係員	あなたのお名前と電話番号は？」
通報者	「 」
指令係員	「わかりました。すぐに行きます。」

放課後等デイサービス事業所ぷちとまと

住 所；和泉市池田下町1218-1

電話番号；0725-30-4680

火災が発生したときの対応(基礎対応)



消防署 119

指導員①

- ・火災発生状況の確認
- ・避難経路、及び避難場所を決定

非常時の
持ち出し

- 携帯・ラジオ・データー
利用者名簿・緊急連絡簿

指導員②

- ・火災発生場所を確認し、管理者に連絡。
- ・可能であれば、初期消火に当たる。
- ・消防署・警察(必要に応じて)通報
- ・緊急車両の進入路を確保

指導員③

- ・利用者のパニックを抑え、安全な場所に避難させる。
- ・コンロを使用しているときは、消火するとともにガスの元栓等を閉める。

避難の方法

- 余裕があれば、靴を持ち出す。

- ・避難場所の確認、及び 避難場所への経路を指示
- ・重要書類の搬出
- ・避難経路等において、誘導と安全確保の支援に当たる。
- ・学校・保護者に連絡し、引き渡しの準備を行う。

- ・分担し、避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める。
- ・逃げ遅れた者がいないか確認する。

- ・避難指示に基づき、安全に避難させる。(煙の状況によっては身を低くしハンカチを口に当てるなどの指示をする。)
- ・特別な支援を要する子どもたちについては十分に配慮し、避難誘導に当たる。
- ・負傷した者に応急手当を行う。

- ・保護者への引き渡しを行う。
- ・保護者への連絡が取れない子どもたちや、保護者が迎えに来られない子どもたちについては、安全な場所で待機させる。

地震が発生したときの対応(基礎対応)

